

【非居住者等に支払われる不動産の譲受けの対価の支払調書】

- ※ 機械で読み取りますので、黒のボールペンで記載欄の枠からはみ出さないように記載してください。
- ※ 金額を記載する欄には、「¥」や「円」を記載しないでください。
- ※ 誤って記載した場合は、二重線で抹消し、可能な限りその欄の枠内に正しい内容を再記載してください。枠内に再記載できない場合は、ほかの使用していない空欄に正しい内容を記載のうえ、本来記載すべき欄を矢印で示してください。
- ※ 「同上」や「〃」といった記載はせず、すべての内容を正確に記載してください。
- ※ 「元号」欄は次のとおり記載してください。

元号	記載方法
令和	5
平成	4

- ※ 「無効区分」欄は次のとおり記載してください。

提出区分	記載方法
新規、追加、訂正のいずれか	0
無効	1

備 考

- 1 この支払調書は、非居住者及び外国法人に支払う法第 225 条第 1 項第 9 号に規定する不動産等の譲渡（租税特別措置法第 33 条第 4 項第 2 号又は同法第 64 条第 2 項第 2 号の規定により譲渡とみなされるものその他これに準ずる土地の上にある資産の移転に伴い生じた資産の損失の補償を含む。以下この表において同じ。）の対価（法第 161 条第 1 項第 5 号に掲げる対価に該当するものに限る。）について使用すること。
- 2 この支払調書の記載の要領は、次による。
 - (1) 「居所又は所在地」の欄には、支払調書を作成する日の現況による居所（国内に居所を有しない者にあつては、国外におけるその住所）又は本店若しくは主たる事務所の所在地（国内事務所等（国内にある事務所、事業所その他これらに準ずるものをいう。（1）において同じ。）を有するものにあつては、その所得税又は法人税の納税地にある国内事務所等の所在地を含む。）を記載すること。
 - (2) 「物件の種類」の欄には、土地、借地権、建物のように記載すること。
 - (3) 「細目」の項には、土地の地目、建物の構造等を記載すること。
 - (4) 「数量」の項には、土地の面積、建物の戸数及び延べ面積等を記載すること。
 - (5) 「取得年月日」の項には、資産の所有権その他の財産権の移転のあつた日を記載すること。
 - (6) 「支払金額」の項には、取得した資産の対価として支払うべき金額を記載し、支払調書を作成する日においてまだ支払っていないものについては、これを内書すること。
 - (7) 「源泉徴収税額」の項には、その徴収される税額を記載すること。
- 3 資産の譲渡に際し、譲渡の対価又は譲渡に伴う各種の損失の補償として各種の交付名義による支払がされている場合には、その支払総額及びその交付の内容の区分ごとにその金額を「摘要」の欄に記載すること。
- 4 合計表をこの様式に準じて作成し、添付すること。